

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例【総務局人事部人事課】	8
○ 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例【総務局人事部給与課】	9
○ 北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】	10
○ 北九州市市税条例等の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】	12
○ 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】	20
○ 北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例等の一部を改正する条例【財政局債権管理室】	22
○ 北九州市地方創生拠点整備基金条例【子ども家庭局子育て支援部青少年課】	24
○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【建設局公園緑地部公園管理課】	25
○ 北九州市都市景観条例の一部を改正する条例【建築都市局総務部都市景観課】	26
○ 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築都市局計画部都市計画課】	27
○ 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局教職員部教職員課】	31
◇ 規 則	
○ 北九州市地方創生拠点整備基金条例施行規則【子ども家庭局子育て支援部青少年課】	32

◇ 公 告

- 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【保健福祉局健康医療部健康推進課】3 3

◇ 人事委員会

- 北九州市人事委員会事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令【行政委員会事務局任用課】3 6

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の服務の宣誓について、任命権者が別段の定めをすることができるようにするため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和2年6月25日から施行することにしました。

◇北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員が新型コロナウイルス感染症の患者等に対する業務に従事したときは、感染症予防等業務手当として、業務に従事した1日につき4,000円を超えない範囲で市長が定める額を支給することにしました。

この条例は、令和2年4月8日から規則で定める日までの間における業務について適用することにしました。

◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、通知カードの再交付に係る手数料を廃止する等のため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和2年6月25日から施行することにしました。

◇北九州市市税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

1 個人市民税

(1) ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下のものを、非課税措置の対象に加えることにしました。

(2) ひとり親控除を創設することにしました。

2 固定資産税

(1) 相当な努力が払われたと認められる方法によって探索を行ってもなお固定資産の所有者の所在が不明である場合には、あらかじめ通知した上で、その使用者を所有者とみなして、固定資産税を課することにしました。

(2) 土地又は家屋について、登記簿等に所有者として記載されている個人が死亡している場合において、その土地又は家屋を現に所有している者は、一定の事項を申告しなければならないことにしました。

3 市たばこ税

一定の重量未満の葉巻たばこの課税方式について、これまでの葉巻たばこの重量により紙巻たばこの本数に換算する方法から、葉巻たばこの本数により紙巻たばこの本数に換算する方法に、次のとおり段階的に変更することにしました。

(1) 令和2年10月1日から 1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算する。

(2) 令和3年10月1日から 1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する。

この条例は、1及び2(2)については令和3年1月1日から、2(1)については令和2年6月25日から、3(1)については令和2年10月1日から、3(2)については令和3年10月1日から施行することにしました。

◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

1 個人市民税

(1) 新型コロナウイルス感染症等の影響により中止等となった一定の行事のうち、市長が指定するものについて、入場料金等の払戻請求権を放棄した場合には、放棄した払戻請求権に相当する金額を寄附金税額控除の対象とすることにしました。

(2) 住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、その適用期限を令和16年度まで延長することにしました。

2 固定資産税及び都市計画税

一定の中小企業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する一定の家屋及び償却資産に対して課する令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準については、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業収入割合が一定の割合以下となる場合には、2分の1又は零とすることにしました。

3 軽自動車税

自家用の三輪以上の乗用の軽自動車に対して課する環境性能割の税率の特例措置について、その適用期限を令和3年3月31日まで延長することにしました。

この条例は、1については令和3年1月1日から、2及び3については令和2年6月25日から施行することにしました。

◇北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例等の一部を改正する条例

使用料、手数料、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料その他の税外歳入に係る延滞金の割合の特例について、当該特例を適用した延滞金の金額の計算方法を変更するとともに、特例を適用するときに用いる割合の名称を特例基準割合から延滞金特例基準割合に改めることにしました。

この条例は、令和3年1月1日から施行することにしました。

◇北九州市地方創生拠点整備基金条例

国から交付される地方創生拠点整備交付金を活用し、地域再生計画に記載された、ものづくり人材を育み、地域の賑わいを創出する新科学館整備事業を実施するため、北九州市地方創生拠点整備基金を設置することにしました。

この条例では、基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理等について定めています。

この条例は、令和2年6月25日から施行することにしました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 曾根臨海運動場の使用料を次のとおり定めることにしました。

専 用	一般	1面1回（1時間以内）	1, 200円
	高等学校の生徒以下の者		900円

- 2 到津の森遊具広場の観覧車の利用料金を廃止することにしました。

この条例は、1については規則で定める日から、2については令和2年6月25日から施行することにしました。

◇北九州市都市景観条例の一部を改正する条例

景観計画区域内における建築物の建築等のうち、行為の届出に係る景観法の規定を適用しないものの範囲を変更する等のため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、令和2年10月1日から施行することにしました。

◇北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

長野・津田地区地区整備計画区域を条例を適用する区域に追加することにしました。

この条例は、令和2年6月25日から施行することにしました。

◇北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教育職員の業務の量の適切な管理等に関する措置について定めることにしました。

この条例は、令和2年6月25日から施行することにしました。

◇北九州市地方創生拠点整備基金条例施行規則

北九州市地方創生拠点整備基金条例の施行に伴い、基金の管理等について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、令和2年6月25日から施行することにしました。

北九州市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 2 7 号

北九州市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

北九州市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「もとづき、職員」を「基づき、法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）」に改める。

第 2 条第 1 項中「なつた」を「なった」に、「または」を「又は」に、「行なつて」を「行って」に改め、同条第 2 項中「または」を「又は」に、「前項」を「前 2 項」に、「宣誓を行なう」を「、宣誓を行う」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 2 8 号

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 4 1 年北九州市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の見出し及び 2 項を加える。

（感染症予防等業務手当の特例）

- 1 0 この条例の適用の日から規則で定める日までの間、第 1 条の職員が、市長が定める場所において新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する業務で市長が定めるものに従事したときは、感染症予防等業務手当を支給する。この場合において、別表の 1 の項の規定は、適用しない。
- 1 1 前項の感染症予防等業務手当の額は、同項の業務に従事した 1 日につき、4, 0 0 0 円を超えない範囲内で市長が定める額とする。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第 1 0 項及び第 1 1 項の規定は、令和 2 年 4 月 8 日から適用する。

（内払）

- 2 改正後の付則第 1 0 項及び第 1 1 項の規定を適用する場合において、別表の 1 の項の規定により令和 2 年 4 月 8 日以後の分として支給された特殊勤務手当は、改正後の付則第 1 0 項及び第 1 1 項の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 2 9 号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成 1 2 年北九州市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中

(1 4) の 2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 2 6 年総務省令第 8 5 号。次号において「通知カード等に関する省令」という。）第 1 1 条第 1 項の規定に基づく通知カードの再交付		1 枚につき 5 0 0 円		を
(1 4) の 3	通知カード等に関する省令第 2 8 条第 1 項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は通知カード等に関する省令第 2 9 条第 1 項の規定に基づく個人番号カードの交付		1 枚につき 8 0 0 円		

(1 4) の 2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成 2 6 年総務省令第 8 5 号）第 2 8 条第 1 項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は同令第 2 9 条第 1 項の規定に基づく個人番号カードの交付		1 枚につき 8 0 0 円		に
-------------	---	--	----------------	--	---

改め、同表第 3 3 号の 5 中「第 1 4 条第 9 項」を「第 1 4 条第 1 3 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 3 3 号の 5 の改正規定は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

北九州市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年６月２５日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第３０号

北九州市市税条例等の一部を改正する条例

（北九州市市税条例の一部改正）

第１条 北九州市市税条例（昭和３８年北九州市条例第８５号）の一部を次のように改正する。

第１１条の２第３項中「第２９２条第１項第４号の５」を「第２９２条第１項第４号の２」に改め、「第２９４条の２第５項」の次に「の規定」を加え、「「法人の資本金等」を「（）の資本金等」に、「法人で当該法人に係る」を「）に係る」に改める。

第１２条第１項第２号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第１５条第２項の表第１号オ中「第２９２条第１項第４号の５」を「第２９２条第１項第４号の２」に改め、同条第３項中「、同項第２号の連結事業年度開始の日から６月の期間若しくは同項第３号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第４号」を「若しくは同項第２号の期間又は同項第３号」に改める。

第１９条中「第１２項」を「第１１項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第７項」を「第６項」に改める。

第２６条第１項ただし書中「第３１４条の２第５項」を「第３１４条の２第４項」に改める。

第３９条第１項中「第４項、第１９項、第２２項及び第２３項」を「第３１項、第３４項及び第３５項」に、「第４項、第１９項及び第２３項」を「第３１項及び第３５項」に、「同条第２２項」を「同条第３４項」に、「第３項」を「第２項後段」に改め、同条第２項中「第６６条の７第５項及び第１１項又は第６８条の９１第４項及び第１０項」を「第６６条の７第４項及び第１０項」に、「第３２１条の８第２４項」を「第３２１条の８第３６項」に改め、同条第３項中「第６６条の９の３第４項及び第１０項又は第６８条の９３の３第４項及び第１０項」を「第６６条の９の３第３項及び第９項」に、「第３２１条の８第２５項」を「第３２１条の８第３７項」に改め、同条第４項中「第３２１条の８第２６項」を「第３２１条の８第３８項」に改め、同条第５項中「第３２１条の８第２２項」を「第３２１条の８第３４項」に、「同条第２１項」を「同条第３３項」に、「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に、「同条第２３項」を「同条第３５項」に改め、同

条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削る。

第40条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第40条の2第4項から第6項までを削る。

第42条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知する。

第42条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 令第49条の2に規定する方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知する。

第62条の3の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第 6 2 条の 4 現所有者（法第 3 8 4 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（１） 現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

（２） 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人の死亡前の住所及び氏名

（３） 前 2 号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第 6 3 条第 1 項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第 7 7 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、1 本当たりの重量が 0 . 7 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 0 . 7 本に換算するものとする。

第 7 7 条第 4 項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第 1 0 6 条の 2 第 6 項中「第 4 2 条第 7 項」を「第 4 2 条第 8 項」に改める。

付則第 5 条の 2 第 1 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第 2 項中「及び第 4 項」を削り、「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年 0 . 5 パーセントの割合を加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

付則第 5 条の 2 の 2 第 1 項中「及び第 4 項」を削り、「特例基準割合」を「加算した割合」に改め、「又は法人税法第 8 1 条の 2 4 第 1 項の規定によ

り延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

付則第9条の2中第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

付則第15条の5第1項中「及び第20条第5項」を削る。

付則第15条の7第1項各号列記以外の部分中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項第2号中「、同法」を「及び同法」に改め、「及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人」を削り、同項第3号中「、中小企業者及び中小連結法人」を「及び中小企業者」に改める。

付則第20条中「若しくは第42項から第44項まで」を「、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に改める。

付則第21条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

付則第21条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

付則第23条の3第1項中「又は同項第4号」を「、同項第4号」に、「に基づき」を「又は同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約（次項において「特定非課税累積投資契約」という。）に基づき」に改め、同条第2項中「又は同項第5号」を「、同項第5号」に、「から」を「、同項第7号に規定する特定累積投資勘定（以下この項において「特定累積投資勘定」という。）又は同項第8号に規定する特定非課税管理勘定（以下この項において「特定非課税管理勘定」という。）から」に、「又は非課税累積投資契約」を「、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に、「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改める。

第2条 北九州市市税条例の一部を次のように改正する。

第77条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

（北九州市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 北九州市市税条例の一部を改正する条例（令和元年北九州市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項第 2 号の改正規定を削る。

付則第 1 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

付則第 2 条第 7 項を削る。

付則第 4 条第 3 項中「付則第 1 条第 6 号」を「付則第 1 条第 5 号」に改める。

（北九州市環境未来税条例の一部改正）

第 4 条 北九州市環境未来税条例（平成 1 4 年北九州市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

付則第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（北九州市宿泊税条例の一部改正）

第 5 条 北九州市宿泊税条例（令和元年北九州市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

付則第 9 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第 1 条中北九州市市税条例（以下この条及び付則第 4 条第 1 項において「市税条例」という。）第 1 1 条の 2 第 3 項の改正規定（「「法人の資本金等」を「（）」の資本金等」に、「法人で当該法人に係る」を「（）」に係る」に改める部分に限る。）、第 4 2 条第 2 項及び第 4 項の改正規定、同項に後段を加える改正規定、同条中第 9 項を第 1 0 項とし、第 8 項を第 9 項とする改正規定、同条第 7 項の改正規定、同項を同条第 8 項とする改正規定、同条第 6 項の改正規定、同項を同条第 7 項とする改正規定、同条第 5 項の改正規定、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に 1 項を加える改正規定並びに市税条例第 1 0 6 条の 2 第 6 項の改正規定並びに市税条例付則第 9 条の 2 第 1 7 項を同条第 1 8 項とし、同条第 1 6 項の次に 1 項

を加える改正規定、市税条例付則第 15 条の 5 第 1 項及び第 15 条の 7 第 1 項各号列記以外の部分の改正規定並びに市税条例付則第 20 条の改正規定（地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。第 6 号において「新法」という。）附則第 15 条第 47 項に係る部分に限る。）並びに第 3 条並びに付則第 5 条の規定 公布の日

（2） 第 1 条中市税条例第 77 条第 2 項にただし書を加える改正規定及び同条第 4 項の改正規定並びに付則第 6 条の規定 令和 2 年 10 月 1 日

（3） 第 1 条中市税条例付則第 23 条の 3 の改正規定 令和 3 年 4 月 1 日

（4） 第 2 条及び付則第 7 条の規定 令和 3 年 10 月 1 日

（5） 第 1 条中市税条例第 11 条の 2 第 3 項の改正規定（「「法人の資本金等」を「」の資本金等」に、「法人で当該法人に係る」を「」に係る」に改める部分を除く。）、第 15 条第 2 項の表第 1 号オ及び第 3 項、第 39 条第 1 項から第 7 項までの改正規定、同条第 9 項を削る改正規定、市税条例第 40 条第 2 項から第 4 項までの改正規定並びに市税条例第 40 条の 2 第 4 項から第 6 項までを削る改正規定並びに市税条例付則第 5 条の 2 第 2 項の改正規定（「及び第 4 項」を削る部分に限る。）、市税条例付則第 5 条の 2 の 2 第 1 項の改正規定（「特例基準割合」を「加算した割合」に改める部分を除く。）、市税条例付則第 5 条の 2 の 2 第 2 項並びに市税条例付則第 15 条の 7 第 1 項第 2 号及び第 3 号の改正規定並びに付則第 4 条の規定 令和 4 年 4 月 1 日

（6） 第 1 条中市税条例付則第 20 条の改正規定（新法附則第 15 条第 48 項に係る部分に限る。） 規則で定める日

（延滞金に関する経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の北九州市市税条例（以下「新条例」という。）付則第 5 条の 2 及び第 5 条の 2 の 2、第 4 条の規定による改正後の北九州市環境未来税条例付則第 4 項並びに第 5 条の規定による改正後の北九州市宿泊税条例付則第 9 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（個人の市民税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 12 条第 1 項第 2 号、第 19 条及び第 26 条第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和 3 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 26 条第

1 項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律第 1 条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「旧法」という。）第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦（旧法第 314 条の 2 第 3 項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第 292 条第 1 項第 12 号に規定する寡夫である第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

（法人の市民税に関する経過措置）

第 4 条 付則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「5 号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定（同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和 40 年法律第 34 号。以下この条において「4 年旧法人税法」という。）第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が 5 号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 5 号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が 5 号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び 5 号施行日前に開始した連結事業年度（4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が 5 号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 5 条 新条例第 42 条第 4 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 42 条第 5 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第 62 条の 4 の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 6 条 付則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第 7 条 付則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 3 1 号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 北九州市市税条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 4 5 年度」を「令和 1 5 年度」に、「平成 3 3 年」を「令和 3 年」に改める。

付則第 9 条中「の規定の」を「、第 6 1 条又は第 6 2 条の規定の」に、「まで」を「まで、第 6 1 条若しくは第 6 2 条」に改める。

付則第 9 条の 2 に次の 1 項を加える。

1 9 法附則第 6 2 条に規定する条例で定める割合は、零とする。

付則第 2 0 条中「又は第 1 5 条の 3」を「、第 1 5 条の 3 又は第 6 1 条」に、「若しくは第 1 5 条の 3」を「、第 1 5 条の 3 若しくは第 6 1 条」に改める。

付則第 2 7 条の 2 中「令和 2 年 9 月 3 0 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

付則に次の 3 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例）

第 3 0 条 第 6 条の 3 第 6 項前段に規定する期間は、法附則第 5 9 条第 3 項において準用する法第 1 5 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る個人の市民税の寄附金税額控除の特例）

第 3 1 条 法附則第 6 0 条第 3 項に規定する条例で定める放棄は、同条第 1 項に規定する指定行事のうち市長が指定するものに係る同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の特例）

第 3 2 条 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 2 5 号）第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 1 5 年度」とあるのは、「令和 1 6 年度」とする。

第 2 条 北九州市市税条例の一部を次のように改正する。

付則第 9 条中「第 6 1 条」を「第 6 3 条」に、「第 6 2 条」を「第 6 4 条」に改める。

付則第 9 条の 2 第 1 9 項中「第 6 2 条」を「第 6 4 条」に改める。

付則第 2 0 条中「第 6 1 条」を「第 6 3 条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中北九州市市税条例付則に 3 条を加える改正規定（同条例付則第 3 0 条に係る部分を除く。）及び第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 3 2 号

北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例等の一部を改正する条例

(北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例の一部改正)

第 1 条 北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例（昭和 4 0 年北九州市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

付則第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(北九州市国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 北九州市国民健康保険条例（昭和 4 2 年北九州市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

付則第 1 7 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(北九州市介護保険条例の一部改正)

第 3 条 北九州市介護保険条例（平成 1 2 年北九州市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

付則第 1 0 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(北九州市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 4 条 北九州市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年北九州市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

付則第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に

改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和３年１月１日から施行する。

（経過措置）

2 第１条の規定による改正後の北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例付則第４項、第２条の規定による改正後の北九州市国民健康保険条例付則第１７項、第３条の規定による改正後の北九州市介護保険条例付則第１０項及び第４条の規定による改正後の北九州市後期高齢者医療に関する条例付則第４項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

北九州市地方創生拠点整備基金条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 3 3 号

北九州市地方創生拠点整備基金条例

(設置)

第 1 条 国から交付される地方創生拠点整備交付金（以下「交付金」という。）を活用し、地域再生計画に記載された、ものづくり人材を育み、地域の賑わいを創出する新科学館整備事業を実施するため、北九州市地方創生拠点整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第 2 条 基金は、交付金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 市長は、基金の設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和 4 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、予算の定めるところによりその残額を国庫に納付するものとする。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 3 4 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 有料施設の使用料の表の運動場の項中「ひびきコスモス運動場」を「曾根臨海運動場」に改める。
ひびきコスモス運動場」

別表第 1 の 2 の到津の森遊具広場の項中

「		を
自動車型連結バス	1 0 0	
観覧車	3 0 0	」
「		
自動車型連結バス	1 0 0	に
」		

改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表 1 の 2 の到津の森遊具広場の項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前になされた曾根臨海運動場に係る改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による指定管理者の指定の手續に相当する手續は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。

北九州市都市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 3 5 号

北九州市都市景観条例の一部を改正する条例

北九州市都市景観条例（平成 2 0 年北九州市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 各号列記以外の部分中「もの」の次に「をいう」を加え、同条第 3 号中「3, 0 0 0 平方メートル」を「1, 0 0 0 平方メートル」に改める。

別表中「3, 0 0 0 平方メートル」を「1, 0 0 0 平方メートル」に改める

。

付 則

この条例は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 3 6 号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 4 年北九州市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

津田二丁目地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画津田二丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	を
-----------------	---	---

津田二丁目地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画津田二丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	に
長野・津田地区地区整備計画区域	北九州広域都市計画長野・津田地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	

改める。

別表第 2 中

津田二丁目地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅（住戸の数が 3 以上の長屋を除く。次号において同じ。） (2) 住宅で令第 1 3 0 条の 3 第 1 号、第 2 号（食堂及び喫茶店を除く。）及び第 6 号に掲げる用途を兼ねるもの (3) 住戸の数が 2 の共同住宅 (4) 集会所 (5) 公衆電話所その他これに類する公益上必要な建築物			2 0 0 平方メートル	外壁等の面から道路境界線までの距離	1 . 5 メートル	自動車車庫						を
-----------------	--	--	--	--------------	-------------------	------------	-------	--	--	--	--	--	---

	(6) 前各号の建築物に付属する自動車車庫又は物置											
--	---------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

津田二丁目地区地区整備計画区域		次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。次号において同じ。） (2) 住宅で令第130条の3第1号、第2号（食堂及び喫茶店を除く。）及び第6号に掲げる用途を兼ねるもの (3) 住戸の数が2の共同住宅 (4) 集会所 (5) 公衆電話所その他これに類する公益上必要な建築物 (6) 前各号の建築物に付属する自動車車庫又は物置				200平方メートル	外壁等の面から道路境界線までの距離	1.5メートル	自動車車庫			
長野・津田地区地区整備計画区域	住宅地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 住宅で令第130条の3各号に掲げる用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (7) 公衆浴場（個室付浴場業に係るものを除く。） (8) 診療所 (9) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (10) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5各号に掲げるものを除く。）	10分の6		10分の4		外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0メートル	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車車庫（令第136条の9第1号に該当するものに限る。） (4) 自転車駐車場	10メートル		
	物流産業地区	(1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 学校、図書館その他これらに類するもの（認定こども園を除く。） (5) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (6) 神社、寺院、教					外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0メートル	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平			

		会その他これらに類するもの（納骨施設を含む。） (7) 保育所の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (8) 公衆浴場 (9) 診療所 (10) 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの (11) 病院 (12) 運動施設（体育館又はスポーツの練習場を含む。） (13) ホテル又は旅館 (14) 自動車教習所 (15) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (16) カラオケボックスその他これに類するもの (17) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの (18) 遊技場 (19) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (20) 博物館その他これに類するもの (21) 令第19条第1項に規定する児童福祉施設等（認定こども園及び保育所を除く。） (22) 公会堂又は集会場 (23) 風営法第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物						方メートル以内であるもの (3) 自動車庫（令第136条の9第1号に該当するものに限る。） (4) 自転車駐車場			
沿道地区	(1) 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの (2) 病院の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が15,000平方メートルを超えるもの (3) 老人ホームの用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの (4) 保育所の用途に					外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0メートル	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車庫（令第136条の9第1号に該当す	15メートル		

に

		供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの							るものに限る。 (4) 自転車 駐車場			
	生活・ 利便地 区	(1) 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの (2) 病院の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が15,000平方メートルを超えるもの (3) 老人ホームの用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの (4) 保育所の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの										

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 3 7 号

北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 4 6 年北九州市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「）第 3 条及び」を「。第 8 条において「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 3 項並びに」に改める。

第 7 条第 1 項中「この項」を「以下この項及び次条」に改める。

本則に次の 1 条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置）

第 8 条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、法第 7 条第 1 項の指針に基づき、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置を行うものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市地方創生拠点整備基金条例施行規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 5 3 号

北九州市地方創生拠点整備基金条例施行規則

(基金の管理)

第 1 条 北九州市地方創生拠点整備基金（以下「基金」という。）は、子ども家庭局長が管理する。

(帳簿)

第 2 条 子ども家庭局長は、北九州市地方創生拠点整備基金台帳を備え、基金の経理状況を明らかにしておかなければならない。

(委任)

第 3 条 この規則の施行に関し必要な事項は、子ども家庭局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和 4 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

北九州市公告第 4 4 0 号

次のとおり応募者に資格条件を付与した簡易公募型プロポーザル方式に係る
手続を開始する。

令和 2 年 6 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 令和 2 年度北九州市国民健康保険特定健診データ分析及び
受診勧奨業務
- (2) 業務内容 本市国民健康保険特定健診の受診率向上のため、特に受
診率の低い 4 0 歳から 5 9 歳までの未受診者を対象に、データ分析やソー
シタルマーケティング方法を活用した、より効果的な受診勧奨を行うもの
。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関す
る規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿
に記載されていること。
- (2) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）第 1 8 条又は第 1 9 条の規定によ
る破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条に基づく更生手続
開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生
手続の申立て
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員
による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2
条第 6 号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2
号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的
に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三
者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認め

られる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

(5) 法人税及び事業所所在地における地方税（法人住民税、事業税等）が未納でない者

(6) 受託候補者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、提案書提出時の担当者が当該業務を担当できること。

3 受託候補者を選定するための評価基準

(1) 企画提案の内容

ア コンセプト

イ 過去の特定健診結果に基づくデータの分析

ウ 受診率向上につながる通知物

エ 勧奨効果の分析

(2) 業務実施体制等

ア 実施体制

イ 業務実績

ウ スケジュール体制

(3) その他提案

4 手続等

(1) 担当部局

北九州市保健福祉局健康医療部健康推進課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2018

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 第1号に同じ。

なお、説明書は、北九州市保健福祉局健康医療部健康推進課のホームページに掲載する。

イ 交付期間 公告の日から令和2年7月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで。

ウ 交付方法 無償にて交付

なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。

(3) 応募書類の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 令和2年7月21日 午後5時15分まで

ウ 提出方法 郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) 詳細は説明書による。

北九州市人事委員会訓令第2号

庁中一般

北九州市人事委員会事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年6月25日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅

北九州市人事委員会事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市人事委員会事務局長以下専決規程（昭和44年北九州市人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「一次合格者の決定」を「合格者の決定（最終の合格者の決定を除く。）」に改める。

付 則

この訓令は、令和2年6月25日から施行する。